

8. 平成21年度予算及び平成22年度予算概算要求 の概要について

貸付事業計画の概要

▶ 平成20事業年度～平成22事業年度 貸付事業計画

【一般勘定】

区 分		20年度予算額	21年度予算額	22年度		
				要求額	対前年度	
					増△減額	伸び率
		億円	億円	億円	億円	%
福祉貸付	貸付契約額	1,735	1,627	1,204	△ 423	△ 26.0
	資金交付額	1,637	1,535	1,263	△ 272	△ 17.7
医療貸付	貸付契約額	1,766	1,610	1,323	△ 287	△ 17.8
	資金交付額	1,701	1,483	1,224	△ 259	△ 17.5
合 計	貸付契約額	3,501	3,237	2,527	△ 710	△ 21.9
	資金交付額	3,338	3,018	2,487	△ 531	△ 17.6
	財政融資資金借入金	3,008	2,828	2,083	△ 745	△ 26.3
	自己資金	330	190	404	214	112.6
	(うち財投機関債)	(430)	(400)	(330)	(△ 70)	(△ 17.5)

【年金担保貸付勘定】

区 分		20年度予算額	21年度予算額	22年度		
				予定額	対前年度	
					増△減額	伸び率
		億円	億円	億円	億円	%
年金担保貸付	貸付契約額	2,222	1,896	1,863	△ 33	△ 1.7
	資金交付額	2,222	1,896	1,863	△ 33	△ 1.7
	民間借入金	61	287	402	115	40.1
	自己資金	2,161	1,609	1,461	△ 148	△ 9.2
	(うち財投機関債)	(600)	(340)	(590)	(250)	(73.5)

(参考)

区 分		20年度予算額	21年度予算額	22年度		
				要求額	対前年度	
					増△減額	伸び率
		億円	億円	億円	億円	%
財投機関債(合計)		1,030	740	920	180	24.3

交付金等の概要

▶ 平成20事業年度～平成22事業年度（交付金・補給金・補助金の概要）

区 分	20年度予算額	21年度予算額	22 年 度		
			要求額	対前年度	
				増△減額	伸び率
	千円	千円	千円	千円	%
一 般 勘 定	13,274,361	12,689,273	8,632,415	△ 4,056,858	△ 32.0
運 営 費 交 付 金	3,509,989	3,391,761	3,032,415	△ 359,346	△ 10.6
利 子 補 給 金	9,764,372	9,297,512	5,600,000	△ 3,697,512	△ 39.8
（ 補 正 後 予 算 額 ）	—	(9,880,010)			
共 済 勘 定	27,172,122	26,537,366	26,439,095	△ 98,271	△ 0.4
運 営 費 交 付 金	635,491	614,479	552,612	△ 61,867	△ 10.1
給 付 費 補 助 金	26,536,631	25,922,887	25,886,483	△ 36,404	△ 0.1
保 険 勘 定					
運 営 費 交 付 金	135,948	131,283	117,924	△ 13,359	△ 10.2
合 計	40,582,431	39,357,922	35,189,434	△ 4,168,488	△ 10.6

当機構における損益構造と運営費交付金等について

① 一般勘定

福祉医療貸付事業は、主に社会福祉事業施設及び病院等の極めて公共性の高い事業に対する融資を行っていますが、その実施主体である社会福祉法人等は財政基盤が脆弱であるために、政策融資として長期に低利で資金を融通しており、このため発生する調達金利と貸付金利とのいわゆる逆ざや等の事業実施に直接必要な経費について予算措置（損益差補助）に基づく利子補給金を受け入れております。平成17年度以降、この利子補給金が不足した場合、損益計算書において財源措置予定額収益を計上することにより、今後、当期損失は発生しないこととなっております。また、福祉医療経営診断指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業に要する経費及び事務的経費や人件費等の間接的な経費については、通則法第46条に基づき運営費交付金を受け入れております。

② 長寿・子育て・障害者基金勘定

長寿・子育て・障害者基金勘定は、機構法第23条による基金の運用益の範囲内において助成業務及びこれに附帯する業務に要する経費を賄っていることから、運営費交付金等は受け入れておりません。なお、当該勘定において発生する利益金は、通則法第44条第1項若しくは同条第3項の積立金として整理されます。

③ 共済勘定

共済勘定は、当該業務に要する事務的経費を整理する業務経理とその他の経費を整理する給付経理に区分経理することとなり、業務経理における人件費等の経費については、通則法第46条に基づき運営費交付金を受け入れております。また、給付経理における事業に要する経費については、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）第18条及び第19条に基づき国及び都道府県から給付費補助金を受け入れております。

④ 保険勘定

保険勘定は、共済勘定と同様に当該業務に要する事務的経費を整理する業務経理とその他の経費を整理する給付経理に区分経理することとなり、業務経理における人件費等の経費については、通則法第46条に基づき運営費交付金を受け入れております。また、給付経理における事業に要する経費については、都道府県等を経由して払込まれる保険料収入等により賄われており、運営費交付金は受け入れておりません。

当機構における損益構造と運営費交付金等について

⑤ 年金担保貸付勘定

年金担保貸付勘定においては、貸付原資の借入金利息や業務委託費等の事業実施に直接必要な経費については、借入者の負担として貸付金利にその経費相当分を上乗せすることで賄っております。事務的経費や人件費等の間接的な経費については、平成19年度までは通則法第46条に基づく運営費交付金により賄うこととしておりましたが、平成20年度からは、借入者の負担として貸付金利に経費相当分を上乗せしております。

なお、貸付原資の調達については、市場金利の動向を踏まえた貸付と貸付に必要な資金の借入のミスマッチの解消を図る観点から、平成20年度より財政融資資金からの借入を行わないものとし、貸付実態に見合った適切な資金調達を行うこととしております。

⑥ 労災年金担保貸付勘定

労災年金担保貸付勘定においては、貸付原資が政府出資金であることから資金調達コストは発生しませんが、業務委託費等の事業実施に直接必要な経費については、年金担保貸付勘定と同様に借入者の負担として貸付金利にその経費相当分を上乗せすることで賄っております。また、事務的経費や人件費等の間接的な経費についても年金担保貸付勘定と同様に平成19年度までは、通則法第46条に基づく運営費交付金により賄うこととしておりましたが、平成20年度からは、借入者の負担として貸付金利に経費相当分を上乗せしております。

⑦ 承継債権管理回収勘定

承継債権管理回収勘定は、平成18年4月1日に年金資金運用基金の解散に伴い承継した年金住宅融資等の債権の管理・回収業務及びこれに附帯する業務を行っております。承継した貸付金債権は、全額政府出資金として受け入れていることから、当該業務にかかるリスクは発生しない構造になっています。

承継債権の管理及び回収の業務に要する経費及び人件費等の間接的な経費については、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定と同様に平成19年度までは通則法第46条に基づく運営費交付金により賄うこととしておりましたが、平成20年度からは承継債権（貸付金）にかかる貸付金利息収入等で賄うこととしております。

⑧ 承継教育資金貸付けあっせん勘定

承継教育資金貸付けあっせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき平成20年度から業務を休止しております。